

# 飯島陣屋だより

No. 3  
1994. 4

発行／飯島町教育委員会

〒399-37 長野県上伊那郡飯島町飯島2309-1

☎0265-86-4212



⑦

## 写真でつづる飯島陣屋 開館に至るまで

- ①1960ごろ 記念碑の前で式典。
- ②1977.12 飯島駐在所などが所狭しと建ち並んでいた。
- ③現在の記念館(江戸時代は手代長屋)は、「飯島陣屋遺跡弓道場」となった。ここから国体で活躍した選手も出た。
- ④赤い屋根は弓道場の的場。右の松の陰に記念碑が見える。
- ⑤1993.3 全容を現してきた本陣。
- ⑥⑦1994.1.22 開館に先立つ無料開放風景。
- ⑧1994.1.25 飯島陣屋開館。最初の入館者にパンフレットを渡す。



①



⑥



⑤



④



③



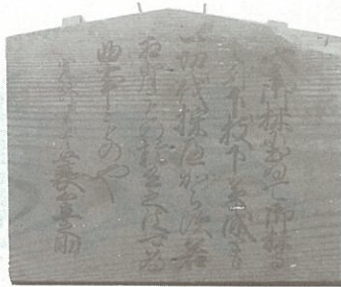
②

飯島陣屋代官一覧

代	代官	任期(西暦)	年俸	禄	飯島付石高	代官が本拠とした陣屋／陣屋の所在地
1	天羽七右衛門景安	寛文12～延宝1 (1672～1673)	2	200俵	28,445石	中野／中野市
2	設楽源右衛門能政	延宝1～延宝5 (1673～1677)	5	200俵	28,445石	片桐／下伊那郡松川町
3	設楽太郎兵衛	延宝5～元禄1 (1677～1688)	12	200俵	28,445石	飯島
4	滝野十右衛門忠央	元禄1～元禄2 (1688～1689)	2	150俵	不詳	今田／飯田市
5	太田作之進勝輝	元禄2～元禄12 (1689～1699)	11	50俵 2人扶持	不詳	飯島
6	高谷太兵衛盛直	元禄12～正徳3 (1699～1713)	15	150俵	45,000石	飯島
7	都筑小三郎正倚	正徳3～享保2 (1713～1717)	5	現米80石	40,000石	坂木／埴科郡坂城町
8	都筑藤十郎法景	享保2～享保7 (1717～1722)	6	400俵	40,000石	坂木／埴科郡坂城町
9	大草太郎左衛門政清	享保7～享保12 (1722～1727)	6	100俵	不詳	飯島
10	大草太郎左衛門政英	享保12～享保14 (1727～1729)	3	100俵	不詳	飯島
11	(松平九郎左衛門尹親 岩室新五左衛門正方)	享保14～享保18 (1729～1733)	5	150俵 200俵	不詳	坂木／埴科郡坂城町 赤坂／愛知県音羽町
12	大草太郎左衛門政永	享保18～寛延1 (1733～1748)	17	100俵	34,452石	飯島
13	浅岡彦四郎胤直	寛延1 (1748)	1	250俵	34,452石	坂木／埴科郡坂城町
14	大草太郎左衛門政美	寛延1～寛延2 (1748～1749)	2	100俵	34,452石	中泉(新貝)／静岡県磐田市
15	嶋三郎左衛門豊勝	寛延2～宝暦3 (1749～1753)	5	200俵 3人扶持	28,116石	飯島
16	大草太郎左衛門政美	宝暦3 (1753)	1	100俵	28,116石	中泉(新貝)／静岡県磐田市
17	布施弥三郎胤将	宝暦3～宝暦11 (1753～1761)	9	150俵	36,000石	御影／小諸市
18	大草太郎左衛門政薫	宝暦11～宝暦13 (1761～1763)	3	100俵	36,000石	中泉(新貝)／静岡県磐田市
19	今井平三郎載肥	宝暦13～明和3 (1763～1766)	4	200俵	37,300石	飯島
20	嶋準人豊将	明和3～安永1 (1766～1772)	7	200俵 3人扶持	37,300石	飯島
21	(白井吉之丞護都 竹垣庄蔵直昭)	安永1～安永4 (1772～1775)	4	70俵 3人扶持 150俵	12,000石	中野／中野市 川浦／新潟県三和村
22	武嶋左膳修茂	安永4～安永7 (1775～1778)	4	200俵	45,703石	飯島
23	平岡彦兵衛良寛	安永7～天明7 (1778～1787)	10	200俵	41,955石	中之条／埴科郡坂城町
24	鈴木新吉正義	天明7～寛政2 (1787～1790)	4	200俵	51,425石	飯島
25	水谷祖右衛門充典	寛政2～寛政5 (1790～1793)	4	50俵 3人扶持	51,425石	飯島
26	川崎平右衛門定安	寛政5～寛政6 (1793～1794)	2	150俵	51,425石	石和／山梨県石和町
27	襄笠之助豊昌	寛政6～寛政7 (1794～1795)	2	160俵	51,425石	飯島
28	野田松三郎政晟	寛政7～文化1 (1795～1804)	10	70俵 5人扶持	42,901石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
29	小野田三郎右衛門信利	文化1～文化11 (1804～1814)	11	200俵	39,807石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
30	山田茂左衛門至意	文化11～文政4 (1814～1821)	8	200俵	30,332石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
31	伊奈友之助忠高	文政4～文政6 (1821～1823)	3	200俵	30,332石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
32	羽倉外記秘道	文政6～天保3 (1823～1832)	10	現米80石	27,871石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
33	岸本十輔莊美	天保3～天保11 (1832～1840)	9	100俵	26,451石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
34	池田岩之丞季秀	天保11～弘化4 (1840～1847)	8	150俵	17,332石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
35	寺西直次郎元貞	弘化4～嘉永6 (1847～1853)	7	70俵 5人扶持	15,201石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
36	大草太郎左衛門政修	嘉永6～安政5 (1853～1858)	6	100俵	15,201石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
37	山内甚五左衛門薫正	安政5～文久1 (1858～1861)	4	70俵 5人扶持	20,636石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
38	今川要作忠怒	文久1～文久3 (1861～1863)	3	60俵 4人扶持	15,635石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
39	黒川嘉兵衛	文久3 (1863)	1	100俵	15,635石	駿府紺屋町／静岡県静岡市
40	大竹庫三郎宗孝	慶応3～明治1 (1867～1868)	2	100俵	14,971石	中泉／静岡県磐田市

(西沢淳男氏・川村正彦氏による)

# 飯島陣屋の「お代官さま」



▲御林の立て札～「この御林において、御林守のほか、下枝下草なるとも一切伐り採るべからず、もし相背く者これあるにおいては曲事たるべきものなり」御林は幕府直轄の山林である。27代代官襄笠之助から発せられた。富沢長男氏所蔵。



▲見学者は式台から玄閣に上がる～飯島陣屋無料開放(1月22日、23日)のようす。当時、ここから上げられるのは代官だけだった。

飯島陣屋は、延宝五年(一六七七)から慶應三年(一八六七)まで続き、この一九〇〇年間は、延べ四一人の代官が直轄領支配に当たった。

幕府は、寛文二年(一六七二)に片桐町(現下伊那郡松川町)に陣屋を置き、天羽七右衛門を代官とした。しかし、次に代官となった設楽源右衛門は、延宝五年になって陣屋を飯島町に移した。片桐陣屋は、飯島陣屋の前身ということになるので、左の表には片桐陣屋以降の代官を全員挙げています。

飯島陣屋の代官は、飯島陣屋が駿府陣屋の出張陣屋となるまでは江戸の役所を中心に詰めていた。しかし、特に重要な任務がある場合は飯島に足を運んだ。駿府の出張となってからは、代官は駿府で任務に就いていた。

表中の「年」の欄は足掛け年数なので、例えば、一六代の大草太郎左衛門や三九代の黒川嘉兵衛は、表では一年となっているが、正確にはわずか三か月間飯島を預っただけだった。その一方で、足掛け一七年もの間勤めた代官もいた。また、代官は、あちこちの陣屋を兼任することが多く、その場合、飯島を本拠にするとは限らなかった。

代官の身分は、いわゆる直参の旗本である。だが、俸禄はほとんどの代官が一〇〇俵から二〇〇俵で、旗本としては最下層に位置する。そうは言っても、百姓にとって、「お代官さま」と言えば、徳川様の御威光を背中に背負った恐れ多い人だったのである。

代官は、幕府にとっても極めて重要な役目を担うものだった。なぜなら、代官支配の直轄領から上がる年貢なしでは、幕府の財政は成り立たなかったからである。年貢を少しでも多く取ることこそが代官に課せられた最も大きな任務だった。そのためには、代官が人びとにせいたくをなくさせること、なおかつ、人びとの生活の苦しさを知った上で行政を行うこと。そのような場合、代官の人柄も大きく物を言ったに違いない。

## 竣工式は、ちょっと風変わりでした。

竣工式と名のつくものにはテープカットがつきものだが、飯島陣屋の完成を祝った竣工式では、テープカットならぬ「代官着任の儀」が執り行なわれた。



▲代官着任の儀～「開門！」の後、行列は陣屋内に入ってきた。代官役(右)は早稲田町長。



▲竣工式のようす～竣工式は、代官着任の儀の後、本陣内の書院で行われた。照明は行灯とろうそくだけという式典だった。書院は、飯島陣屋本陣では最も格式が高く、代官が江戸や駿府からやって来たときに使われた部屋である。



▲代官の署名と印～年貢を受け取った証明として村役人に渡された年貢済目録に記された代官の署名と印。右から、8代、15代、18代、21代、32代、35代のもの。

しかし、現実には、代官は飯島陣屋に必ずしも常駐してはならず、直接仕事を行ったのは代官の命で飯島に派遣された手付や手代と呼ばれる役人たちだった。最新の研究によると、手付や手代が午前九時から午後三時まで仕事をするのに比べ、代官の場合は、午前一時から午後二時までだったという例があり、さらに、代官の事務処理量は想像以上に少なかったのではないかとされている。